

e-Taxまたは郵送での申告にご協力を 確定申告

確定申告に関して
豊田税務署
☎0565-35-7777
自動音声案内「0」

市民税・県民税に関して
税務課(市民税担当)
☎32-8003
FAX32-2585

申告・相談期間
2月16日(木)～3月15日(水)

確定申告とは1月1日から12月31日までの1年間に発生した全ての所得をとりまとめて、所得税を計算し税務署へ申告して納税する手続きのことです。

確定申告の方法

申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症対策のため、安全・安心な自宅からのe-Taxまたは郵送による申告にご協力ください。

パソコン・スマートフォンで申告

国税庁ホームページ

確定申告書等作成コーナー



画面の案内に従い入力

提出はe-Taxまたは郵送でOK!

操作にお困りの人は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ電話 ☎0570-01-5901

申告書を記入して郵送などで申告

次のいずれかで申告書を入力

- 国税庁ホームページからダウンロード
 - 2月1日(水)以降に市役所2階税務課、サンネット^{ホームページ}で配付
- ※申告書には限りがあります。

申告書に必要事項を記入

次のいずれかで提出

- 2月1日(水)～3月15日(水)に市役所2階税務課、またはサンネットへ直接
- 豊田税務署(豊田市常盤町1-105-3)の時間外提出箱へ提出(土・日・祝日、執務時間外)
- ※提出箱や郵送で提出する場合で申告書控に受付印が必要な人は、控用と返信用封筒(要切手)を同封してください。
- 名古屋国税局業務センター刈谷分室(〒448-8522 刈谷市若松町1-46-1)へ郵送

確定申告に当たっての留意事項



◇納税および還付について

税目	申告・納税期限	口座振替日
申告所得税・復興特別所得税	3月15日(水)	4月24日(月)
消費税・地方消費税	3月31日(金)	4月27日(木)

※振替納税は、申告・納税期限までに確定申告書を提出された場合に限りです。還付される税金がある場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に振込先金融機関名、支店名、預金種類および口座番号(ゆうちょ銀行の口座への振り込みの場合は記号および番号)を正確にご記入ください。

◇ふるさと納税

次のいずれかに該当する人はふるさと納税のワンストップ特例の適用申請の有無にかかわらず、全てのふるさと納税に係る寄附金を含めて確定申告をする必要があります。

- 令和4(2022)年分の確定申告をする
- ふるさと納税先が6団体以上ある

◇医療費控除

申告会場を利用し医療費控除を受ける人は、**完成した「医療費控除の明細書」を必ず持参してください。**なお医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

自宅で申告にお困りのときのお問い合わせ先

●タックスアンサー

税の質問に対する回答を税金の種類別やキーワードで検索することができます。



●動画でみる確定申告

e-TAXなど確定申告の内容別に分かれた動画を配信しています。



●チャットボット

チャットボットに質問内容を入力するとAI(人工知能)が自動で回答します。



申告会場

※各会場とも、マスクの着用、会場でのアルコール消毒、その他感染症防止対策にご協力をお願いいたします。また検温の結果、受け付けをお断りする場合がありますのでご了承ください。

みよし市役所申告会場

事前予約が必要です

■日時 2月16日(木)～3月15日(水)の平日9:00～11:00、13:00～16:00

■場所 みよし市役所3階研修室1・2・3

■予約 インターネット

予約受付は1月25日(水)9:00
～3月14日(火)17:00



予約

※インターネット予約での受け付けを先に開始します。

電話 ☎0561-76-5116

予約受付は2月1日(水)～3月14日(火)の
平日9:00～16:00

※2月1日(水)は回線が大変混み合います。
インターネットをご利用いただく
か、時間をとおいてご連絡ください。

対象 所得税のうち給与所得者・年金
受給者の申告相談

次に該当する人は、みよし市役所申告会場で
相談できません。豊田市福祉センター申告会場
をご利用ください。

- みよし市内在住でない ●貸家・貸地がある
- 住宅借入金等特別控除がある ●自営業・農業
- 土地・建物・株式などの譲渡や贈与があった
- 外国において支払われる公的年金があった
- 消費税の申告が必要 ●株の配当があった

豊田市福祉センター 申告会場

入場整理券が必要です

■日時 2月16日(木)～3月15日(水)の平日9:00～17:00

※2月19日(日)、26日(日)は開設します。

■場所 豊田市福祉センター4階(豊田市
錦町1-1-1)

■受付 入場整理券の配付

入場整理券は会場での当日配付
のほか、1月10日(火)からLINE
アプリを使ったオンラインでの
事前発行が可能です。



LINE

対象 所得税・消費税(個人)・贈与税の
申告相談

「豊田市福祉センター申告会場」の開設期間以外の平日
は、豊田税務署で申告相談を行います。1月11日(水)
までの相談は電話での事前予約(☎0565-35-7777(自
動音声案内「2」))、1月12日(木)以降の相談は入場整理
券が必要です。



国税庁をかたるショートメッセージやメールから国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例があります。不審なショートメッセージやメールに記載されたURLへはアクセスしないようご注意ください。

申告会場、相談会への持ち物チェックリスト

- 所得金額の分かるもの(源泉徴収票の原本など)
- 各種控除証明書の原本
- 筆記用具、電卓
- マイナンバーカード
(またはマイナンバーの記載のある住民票と運転免許証など)
- 申告者名義の預貯金口座番号の分かるもの(還付申告の場合)
- 昨年までに電子申告に係る利用者識別番号の交付を受けた人は、その通知書など利用者識別番号の分かるもの
- 以前申告相談会場を利用した人は、確定申告書の控え
- 税務署から確定申告書、確定申告書のお知らせの封書、またははがきを送られてきた人はその書類



パブリックコメントの募集

●**みよし市空き家等対策計画** 都市計画課 ☎32-8021 ☎34-4429 ✉toshi_k@city.aichi-miyoshi.lg.jp

近年、全国的に空き家が増加しているなかで、適切な管理が行われていない空き家は防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。市では空き家の発生抑制や適切な維持管理対策、利活用の促進を目的に「みよし市空き家等対策計画」の策定を進めています。その案がまとまりましたので、皆さんにお知らせし意見の募集を行います。



ホームページ

【意見の提出方法】

任意の様式に住所、氏名、電話番号、計画に対する意見を明記して、**1月10日(火)～2月10日(金)**に都市計画課へ郵送、ファクス、メール、または直接。

※口頭および電話での受け付け、意見に対する個別の回答は行いません。

※詳しい内容は、上記期間中にホームページ、みよし情報プラザ(市役所1階)、サンネット(カリヨンハウス2階)をご覧ください。

●**尾三衛生組合ごみ処理基本計画** 尾三衛生組合総務課 ☎38-2226 ☎38-6222 ✉soumu@bisan-eisei.or.jp

ごみ処理基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定が義務付けられている一般廃棄物処理計画のうち、ごみ処理について基本的な方針を定めるものです。この度、平成29(2017)年3月に策定された現計画の見直しを含めた、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間を計画期間とする新たな計画の策定を進めています。その案がまとまりましたので、皆さんにお知らせし意見の募集を行います。



ホームページ

【意見の提出方法】

任意の様式に住所、氏名、電話番号、計画に対する意見を明記して、**1月4日(水)～2月3日(金)**に尾三衛生組合総務課(〒470-0151 愛知県東郷町大字諸輪^{もろわ どうどう}字百々51-23)へ郵送、ファクス、メール、または直接。

※口頭および電話での受け付け、意見に対する個別の回答は行いません。

【意見を提出できる人】

みよし市、日進市および東郷町に在住・在学・在勤、または事業所を有する人。

※詳しい内容は、上記期間中にホームページまたは尾三衛生組合事務所でご覧ください。

全国社会教育委員連合表彰受賞報告会 教育行政課 ☎32-8028 ☎34-4379

社会教育の推進に貢献し、地域の社会教育の発展に功績のあったことが評価され、^{あきまつせいき}秋松成喜さんが全国社会教育委員連合表彰を受けました。秋松さんは市の社会教育委員を18年以上務め、青少年健全育成推進協議会委員など多くの社会教育団体で長年にわたり活躍しました。



市税などの納期 納税課 ☎32-8051 ☎76-5103

(普)…普通徴収

市税などの納付は便利で安心な口座振替をご利用ください。
※口座振替は市内の指定金融機関へ直接お申し込みください。市外の本支店などで申し込む場合は納税課までご連絡ください。

区分	納付期限
市県民税(普)	4期 1月31日
固定資産税・都市計画税	4期 2月28日
国民健康保険税(普)	7期 1月31日 8期 2月28日
後期高齢者医療保険料(普)	
介護保険料(普)	

みよし市の人口

(令和4(2022)年12月1日現在)

人口 61,467人(+2人)
男性 31,520人(+15人)
女性 29,947人(-13人)
世帯数 25,370世帯(-1世帯)

※()は前月比

民生委員・児童委員 福祉課 ☎32-8010 FAX34-3388

民生委員・児童委員は、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行うなど、地域に根ざした福祉活動を展開しています。

今回、全国一斉改選が行われ、民生委員・児童委員として次の69人(敬称略)が厚生労働大臣から委嘱(新任・再任)されました。

家庭や生活での困りごとがあるときは、地域の民生委員・児童委員に相談してください。

新屋	くのふみひと 久野文仁、 ながやきよみ 長屋清美
三好上	こんどうひろみ 近藤広美、 うめむらさとえ 梅村里江、 ほらだふみとし 原田文俊、 ひだかたみこ 日高多美子、 はらだゆうこ 原田裕子
三好下	ほしのたかこ 星野孝子、 かとうよしかず 加藤貴利、 おおしましげひこ 大嶋重彦、 こしまひろみ 小嶋博見、 みねゆかり 三根由香里
西一色	なりたしゅうぞう 成田修三
福田	ののやまはるみ 野々山春美、 さかいさよこ 酒井少夜子
明知上	ふかやしきこ 深谷志貴子、 おかもとひろし 岡本洋
明知下	あまのたつや 天野達也、 いとう 伊藤みどり
打越	きどまさとし 木戸雅俊、 おかもと 岡本ふみよ、 たけうちすすひこ 竹内鈴彦、 みつおかてつし 光岡鉄司
筋生	あおききみお 青木公男、 おおのみつお 大野光夫、 なががわとい 中河基、 ささき 佐々木ひかる、 こんどうゆみこ 近藤裕美子

福谷	はやしこ 林のり子、 すずきまさのり 鈴木正憲、 わたなべきくや 渡辺輝久矢
黒笹	すずききんじ 鈴木謹次、 くらたことみ 倉田琴美、 よしおかみえこ 吉岡美恵子
東山	きみつきさちこ 君付幸子、 さくらだまこと 櫻田誠、 あさづまたかし 浅妻貴史
高嶺	おりやまさひろ 折山昌弘
好住	はまうち 濱内はるみ
中島	こやままゆみ 小山真由美、 つつい 筒井みゆき
ひばりヶ丘	にしむらじゅんいち 西村準一
あみだ堂	すずききみえ 鈴木君枝
平池	うめかわさよこ 梅川小夜子
上ヶ池	はせがわゆみこ 長谷川由美子
三好丘	おげきさいこ 尾関裁子、 たかのぶみほ 高信美保、 こじまただみつ 小嶋忠光、 まつくらくにこ 松倉邦子、 ひさだなおみ 久田直見
三好丘緑	うがじんみつゆき 宇賀神光行、 おぎきみあこ 尾崎道子、 やまだたかお 山田隆夫
三好丘旭	かながわあやこ 金川紋子、 たなかこ 田中よし子、 こじまちとみ 小島臣美
三好丘桜	のざきようこ 野崎洋子、 さばらともこ 佐原友子、 まさこ 槇エツ子
三好丘あおば	せりかわゆき 芹川友紀、 くろこしまさよし 黒越正良
主任児童委員	かとうみちこ 加藤美智子、 いとうたかもり 伊藤隆守、 かのうちかこ 加納千華子、 たけお 竹生八重

長野県木曾町から市内小学生へのリフト券の贈呈 秘書課 ☎32-8032 FAX34-6008

市と友好提携を結んでいる木曾町から市内の全小学生へスキー場のリフト券が贈られることとなり、令和4(2022)年12月19日(月)に木曾町の原久仁男町長から小山祐市長へ手渡されました。

この時季の木曾町はかまくらまつりや氷柱群ライトアップなどのイベントが開催されます。家族そろって木曾町に足を運んでみてはいかがでしょうか。



【リフト券】

各小学校を通じて配付

【利用可能施設・期間】

木曾福島スキー場 3月26日(日)まで

開田高原マイアスキー場 4月9日(日)まで

※ご利用の際は、各スキー場のチケット売り場に提出ください。



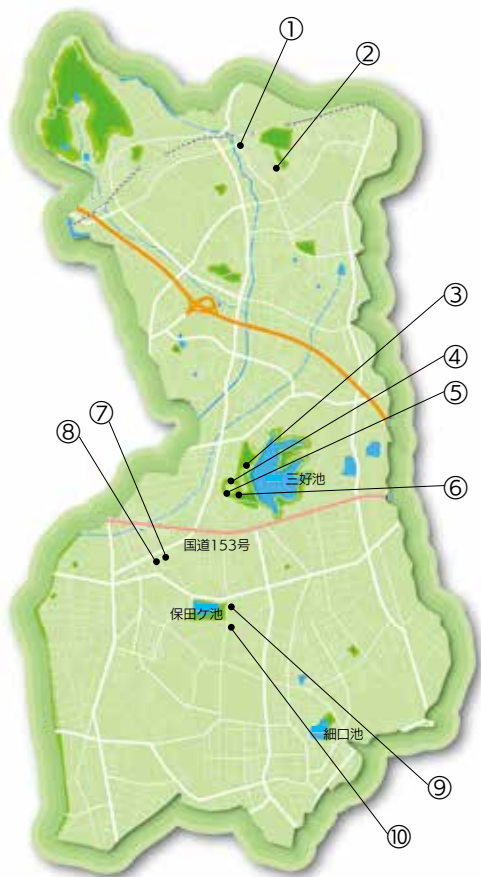
公共施設に電気自動車などの充電設備を新たに設置しました

環境課ゼロカーボン推進室 ☎32-8018 FAX76-5103

★:新設

ゼロカーボンシティを推進する市では、自動車運転時に、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出削減が期待される電気自動車などの普及を促進するため、公共施設利用時に電気自動車などへの充電が可能となる電気自動車充電設備の設置を進めています。

既存の充電設備に加え、1月4日(水)から新たに充電設備の利用が可能となった公共施設を紹介します。



番号	施設名	設置台数	利用可能日時	
			平日	休日
①	カリヨンハウス(★)	1台	9:00~21:00 (月曜日は利用不可)	9:00~21:00 (土・日曜日)
②	おかよし交流センター	1台	9:00~21:00 (月曜日は利用不可)	9:00~21:00 (土曜日) 9:00~17:00 (日曜日)
③	三好公園第7駐車場(★)	各1台	9:00~21:00 (月曜日は利用不可)	9:00~21:00 (土曜日) 9:00~17:00 (日曜日)
④	三好公園第3駐車場(★)			
⑤	三好公園第2駐車場(★)			
⑥	三好公園総合体育館正面 駐車場(★)			
⑦	みよし市役所	2台	8:30~17:15	終日利用不可
⑧	サンライブ(★)	1台	9:00~21:00 (月曜日は利用不可)	9:00~21:00 (土曜日) 9:00~18:00 (日曜日)
⑨	カネヨシプレイス(旧サン アート)(★)	2台	9:00~21:00 (月曜日は利用不可)	9:00~21:00 (土・日曜日)
⑩	みよし市民病院(★)	1台	8:30~17:15	終日利用不可

※充電設備を利用できる人は施設利用者のみです。原則、利用可能日は施設開館日です。

※一定時間(60分)経過すると自動的に停止します。利用料金は無料です。

エコエネルギー促進事業補助金に太陽熱利用システムを追加しました

環境課ゼロカーボン推進室 ☎32-8018 FAX76-5103

太陽光発電システムや蓄電池など、住宅用地球温暖化対策設備の導入に対して補助金を給付するエコエネルギー促進事業補助金に、新たに太陽熱利用システムを追加しました。詳細についてはホームページをご確認ください。

【対象】

令和4(2022)年4月1日以降に設置した太陽熱利用システム

【補助金額】

- 自然循環型…設置費の10%(上限5万円)
- 強制循環型…設置費の10%(上限10万円)

【申請】

申請書(ホームページからダウンロード可)に必要な書類を添えて、環境課ゼロカーボン推進室へ直接



ホームページ

みよし市議会議員一般選挙啓発標語の募集

選挙管理委員会(総務課内) ☎32-8000 FAX32-2165 ✉soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

みよし市議会議員の任期満了に伴うみよし市議会議員一般選挙が、4月23日(日)に執行される予定です。これに伴い、みよし市議会議員一般選挙の投票を呼び掛ける啓発標語を募集します。

【応募資格】

どなたでも可

【応募期間】

1月1日(祝)～20日(金)(必着)

【応募方法】

応募作品(1人5点まで)、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明らかにして、選挙管理委員会(総務課内)へ郵送、ファクス、メール、または直接


【賞】

優秀作品1点を選び、粗品を贈呈。2月上旬に本人宛てに通知

※優秀作品については、啓発活動で使用します。

おくやみコーナーの実施

市民課 ☎32-8012 FAX32-8048

身近な人が亡くなられた後の市役所における手続きについて、申請書作成補助や案内を行う「おくやみコーナー」を1月17日(火)から実施します。  [ホームページ](#)

対象 市の住民基本台帳に記録されている人が亡くなられた場合の手続き

日時 毎週火・水・木曜日(祝日、年末年始を除く)の9:00、10:30、13:30、15:00

場所 市役所1階市民課

※各時間に1組の予約ができます。

※来庁日の3開庁日前までに電話または市民課で直接予約してください。

みよし市暮らしの便利帳(第2版)を配布しました

企画政策課 ☎32-8005 FAX76-5021

市制施行10周年を記念して作成した「みよし市暮らしの便利帳」の第2版を令和4(2022)年11月に全戸配布しました。市役所での手続きや公共施設・医療機関の案内など、市民の皆さんに役立つ情報をお伝えするとともに、市の魅力あるイベントや歴史、特産品などを紹介しています。ぜひ、ご活用ください。



NEWS 119 尾三消防 尾三消防本部予防課 ☎38-7236

みよし市・日進市・東郷町・豊明市・長久手市を管轄する尾三消防組合からのお知らせです。

●住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は、万が一の火災発生時に煙や熱を感知して火災の発生を警報音で知らせてくれます。火災を早期に見つけることができれば、早期避難はもちろん、火災の初期段階で通報や消火ができ、被害を軽減することができます。

住宅用火災警報器は、火災予防条例で一般住宅などを対象として設置が義務づけられていますが、令和4(2022)年6月1日現在で尾三消防本部管内(みよし市・日進市・東郷町・豊明市・長久手市)では約2割の住宅が未設置であることが分かりました。ご自身や家族、財産を守るためにも住宅用火災警報器を必ず設置してください。

●住宅用火災警報器の設置場所と点検

住宅用火災警報器が正しく設置されているかチェックをしましょう。また作動不良を防ぐために月に1度を目安に自主点検を行い、設置から10年以上の場合は交換しましょう。

こんなところが設置場所

□台所

□寝室…寝室として使用すれば、子ども部屋や和室なども対象です。

□階段の上端…原則、2階以上に寝室がある場合に限りません。

部落差別(同和問題)と人権

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上

で差別を受けたりするなどしている、わが国固有の人権問題です。

そこで今回は、部落差別(同和問題)と人権についてご紹介します。

部落差別はどうして起こったのでしょうか

部落差別は、「同和地区」や「被差別部落」などと呼ばれる地域に生まれたり、そこに住んでいたりでただで差別されることがあるという重大な社会問題をいいます。

現代でも「同和地区」や「被差別部落」への偏見が残り、結婚を妨げられたり、就職で不平等に扱われたり、日常生活で差別を受けたりするなどの問題があります。

「同和地区」の起こりは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分制度によって、身分や住む場所を固定して

いったことに由来するといわれています。国はこの問題を解決するために特別措置法を定め、地方公共団体と共にさまざまな事業を進めてきました。その結果、道路や住宅など生活環境の改善は進みましたが、いまだに差別意識は根強く残っています。

こうした中、平成28(2016)年12月に部落差別のない社会を実現するため「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

誰もが住みやすい社会に

「部落差別はそっとしておけば、なくなるのではないか」という意見もあります。しかし基本的人権を保障した日本国憲法が施行され75年が経った今も、差別はなくなったとは言えません。「そっとしておく」だけでは人権意識は眠らされ、誤った考え方や偏見だけが情報として伝えられ、結果的に差別を助長することにもなります。

昭和50(1975)年に見つかった「部落地名総鑑」は、全国の同和地区・被差別部落の所在地などが記載されており、身元調査をするために企業が購入していたことが分かったため、大きな社会問題となりました。最近でも、インターネットなどで同様の情報が流出したり、企業が調査会社に依頼して身元調査を行ったりという問題が起きています。

就職の採用に本籍を調べる習慣は、身元を確認するために明治時代の頃からあったといわれています。しかし

調査の結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることも少なくありません。昔からのしきたりや習慣だからという理由で行われる身元調査は、なくしていかなければなりません。

部落差別は単に知識として知っていても、それだけでは解決にはなりません。身近なことになると「悪いとは分かっているが、他の人たちがそうなら仕方がない」など、大勢の意見に流されて正しい判断ができなくなります。しかしその考えは結果として差別を助長していることになるのです。

結婚や就職における身元調査など、部落差別は生活に関わる深刻な人権問題です。部落差別の解決のためには人権問題であるという認識を持ち、誰もが生まれた場所や住む場所で人を判断することのない社会になるよう、主体的に取り組む姿勢が大切です。

【参考:愛知県人権啓発ガイドブック「人権の世紀」へ】

法務省および法務省の人権擁護機関では

法務省では、部落差別の解消の推進に関する法律第6条に基づき、部落差別の実態に係る調査を平成30(2018)年から令和元(2019)年にかけて実施しました。その調査結果によれば、部落差別の実態としてインターネット上で特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷などの差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっています。

法務省の人権擁護機関では、人権相談および人権侵犯事件の調査・処理を通じ、被害の救済・予防を図っています。

す。例えば結婚差別や差別発言などについて、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することにより、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させたり、将来再びそのような事態が発生しないよう注意喚起したりしています。

またインターネット上で、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダなどに要請するなど適切な対応に努めています。

▲部落差別(同和問題)を解消しましょう(法務省)(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)をもとに市作成

■実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件

類型別	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
結婚・交際に関する差別	10(13.9%)	17(19.1%)	11(15.9%)	11(22.9%)	8(16.7%)
雇用差別	3(4.2%)	0(0.0%)	1(1.4%)	1(2.1%)	0(0.0%)
正当な理由のない身元(戸籍)調査	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
差別落書き等の表現行為(賊称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。)	28(38.9%)	33(37.1%)	18(26.1%)	7(14.6%)	10(20.8%)
特定個人に対する誹謗中傷	20(27.8%)	21(23.6%)	24(34.8%)	17(35.4%)	20(41.7%)
その他	11(15.3%)	18(20.2%)	15(21.7%)	12(25.0%)	10(20.8%)
合計	72(100.0%)	89(100.0%)	69(100.0%)	48(100.0%)	48(100.0%)

■インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件

類型別	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
結婚・交際に関する差別	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(1.8%)
雇用差別	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
正当な理由のない身元(戸籍)調査	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
差別落書き等の表現行為(賊称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む。)	1(12.5%)	2(9.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
特定個人に対する誹謗中傷	0(0.0%)	3(14.3%)	4(8.3%)	4(14.3%)	8(14.5%)
識別情報 [*] の摘示	5(62.5%)	16(76.2%)	44(91.7%)	24(85.7%)	45(81.8%)
その他	2(25.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(1.8%)
合計	8(100.0%)	21(100.0%)	48(100.0%)	28(100.0%)	55(100.0%)

※識別情報…不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であるとする情報

▲資料:法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査結果報告書」令和2(2020)年6月

プラスα

●人権擁護委員のひとこと 深谷智恵子さん

皆さんは部落差別や同和問題という言葉聞いたことがありますか。結婚したい人が同和地区出身だからという理由で両親や周りの人から結婚に反対されたり、自身が同和地区出身という理由だけで仕事を制限されたり、学校や会社で差別されたり、インターネット上で差別的な事を書き込まれたりすることは、とても悲しいことです。こういった差別がない社会、一人一人の人権が保障される社会が実現されることを願っています。

